

[明石市労働組合連合会への最終回答]

2023 夏季一時金及び男女平等社会実現
に関する要求について（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 期末・勤勉手当については、現行の条例・規則等に基づき、6月30日に支給します。

なお、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、昨年度の正規職員の給与改定に準じて、本年度、年間支給月数を引き上げることとしています。

（支給月数）

	一般職員及び任期付職員	再任用職員	臨時事務員
期 末 手 当	(1.200月)	(0.675月)	(1.630月)
勤 勉 手 当	(1.000月)	(0.475月)	
合 計	(2.200月)	(1.150月)	(1.630月)

- 2 本市の会計年度任用職員の期末手当については、制度導入前の臨時職員の支給月数に合わせるため、正規職員の支給月数を上回って支給しているところですが、このたびの地方自治法の改正を踏まえ、来年度から、期末手当のうち正規職員の支給月数を上回る部分について、期末手当から切り離し、勤勉手当として支給することを可能とする条例改正案を提出する考えです。

なお、条例改正にあたっては、期末手当及び新たに支給する勤勉手当の支給月数等について、任期付職員等他の職員との均衡や、国や他都市の取扱いを踏まえながら、課題等を整理したうえで、検討していく考えです。

3 育児部分休暇の取得要件の緩和については、職員の子育てを支援する観点から、検討すべき課題として認識しているところです。

そのため、これまでの取得実績や職場への影響を検証するとともに、県や他都市の状況も踏まえながら、引き続き、検討していく考えです。

4 本年度においては、全ての正規職員を対象に、地方公務員法の規定に基づき、評価結果の処遇への反映を再開する考えです。

なお、再開にあたっては、適宜、必要な見直しを図りながら、評価制度の趣旨及び目的に沿った円滑な運用を行っていく考えです。